

災害時における協力に関する協定書

平成26年12月18日

三重県行政書士会
鈴鹿市

災害時における協力に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と三重県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、被災者等の支援のために必要となる行政書士業務について、次のとおり協定する。

（対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの、及びそれと同程度の災害等で甲が乙の協力が必要であると認めたものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害の発生時等に、行政書士業務の必要性が生じたときは、第1号様式により乙に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもつて要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の設置
- (2) 甲への乙の会員派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（対応体制の整備等）

第4条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるとときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努めるものとする。

② 乙は、前項の体制の確保に資するため、平時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段、業務責任者等を定め、業務に支障をきたさないように連絡調整に努めるものとする。

③ 乙は、甲の要請を受けた場合において、乙のみでの対応が困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の関係団体等に支援を求めることができるものとする。

（訓練協力）

第5条 乙は、甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議のうえ、それに協力するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1号に規定する業務にかかる費用については、被災者支援相談窓口の設置（業務場所）にかかる賃借料は、甲の負担とし、相談料、派遣費用等については乙の負担とする。

2 第3条第2号及び第3号に基づく業務にかかる費用については、原則として甲の負担とし、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(第1号様
三重県行
災害時に:

(損害賠償)

第7条 甲の要請により、第3条各号に掲げる業務に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ行うものとする。

2 甲、又は乙の会員は、前項の事実が発生したときは、速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いすれからも協定の解除、変更等について申し出がないときは、この協定は任期満了の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、この協定が履行される見込みがないと認めるとき、又は乙に災害協力者としてふさわしくない非行があつたと認めるとときは、前条の有効期限にかかわらず、この協定を解除することができる。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項、又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年12月18日

甲

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

備

乙

三重県津市広明町349番地の1
三重県行政書士会

鈴鹿市
長火印

三重県
行政書士
会印

佐藤伊会長

て甲の負
擔議のう

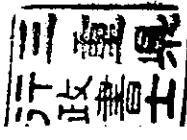
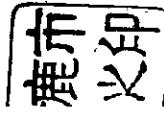
(第1号様式)

三重県行政書士会 御中

により負傷
賃保険法
賃保険法

災害時ににおける協力に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

暨面によ とする。 等につ 間延長	要請担当者 氏名・電話番号	所 属 氏 名	職 名	電話番号
	要請日時	年 月 日 ()	午前・午後 時	分頃
	要請内容			
	場 所			
まは、そ 直を保有	期 間	年 月 日 ()	~ 年 月 日 ()	
	備 考			



市印

金集

